

公益財団法人滋賀県消防協会嘱託職員設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人滋賀県消防協会事務局の体制整備を図るため設置する嘱託職員（以下「職員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身 分)

第2条 職員は、公益財団法人滋賀県消防協会定款第42条に定める事務局職員とし、主任または主事とする。

(勤務場所)

第3条 職員の勤務場所は、公益財団法人滋賀県消防協会事務局とする。

(任 免)

第4条 職員は、第1条の目的を達成するため、これに必要な知識及び経験を有すると認められる者のうちから会長が任命する。

- 2 職員の任命期間は1年とする。ただし、会長が必要と認めた場合には、更新することができる。
- 3 前項ただし書きにより更新をする場合にあっては、協会職員としての勤務期間が5年を超えてはならない。
- 4 職員が次のいずれかに該当する場合は、罷免することができる。
 - (1) 勤務成績の不良等、職務の遂行上不相当と認めた場合
 - (2) 病気その他心身の故障により、職務の遂行に支障があるとき
 - (3) その他その職務に必要な適格性を欠く場合

(勤務条件等)

第5条 職員の勤務日数、勤務時間、休憩、及び休日については、公益財団法人滋賀県消防協会就業規程第4条第1項のただし書きの規定にかかわらず常勤職員の例による。

(服 務)

第6条 職員の服務は、公益財団法人滋賀県消防協会就業規程第3条の例による。

(給与等)

第7条 職員の給与は、予算の範囲内で別に定める額とし、月額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、時間外勤務手当、通勤手当及び期末手当以外の諸手当は一切支給しないものとする。
- 3 前項及び第1項の給与等の支給方法については、公益財団法人滋賀県消防協会職員給与規程第6条の例による。

(費用弁償)

第8条 職員が、公務のため旅行したときは、公益財団法人滋賀県消防協会旅費支給規程の例により旅費を支給する。

(社会保険等)

第9条 職員の社会保険等については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保健法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び中小企業退職金共済法（昭和34年5月9日法律第160号）の定めるところによる。

(公務災害等)

第10条 職員の公務災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に準ずるものとする。

(守秘義務)

第11条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職員を退いた後も同様とする。

(自己研鑽)

第12条 職員は、職務に関し常に自ら自己研鑽に努めなければならない。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、嘱託職員の設置に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。